

夕張市財政再生計画の変更 (令和8年6月)の概要

- 本年3月3日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和8年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針等について、変更はない。

I 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 総合行政システムのガバメントクラウドへの移行(+186百万円)

現行の総合行政システムのクラウド環境が令和9年1月に使用期限を迎えることから、当該システムをガバメントクラウドに移行することとし、そのためのクラウド環境の構築費用等を計上するもの。

(財源) 国庫支出金 134百万円 一般財源 52百万円

(2) 生活保護費等の追加給付(+20百万円)

生活保護基準の引下げ処分を違法とした令和7年6月最高裁判決を踏まえ、生活保護費等の追加給付を行うための経費を計上するもの。

(財源) 国・道支出金 16百万円 一般財源 4百万円

(3) 富野じん芥埋立処分場の中継施設の整備(+18百万円)

市内のじん芥処分場の残余年数が短いことを踏まえ、可燃ごみを市外の焼却場で処理する「ごみ処理の広域化」を実施するにあたり、市内で収集した可燃ごみを広域処理先へ運搬するための中継施設(一時保管・積替え)の整備が必要となることから、施設整備に係る基本設計及び地質調査に必要な経費を計上するもの。

(財源) 一般財源 15百万円 地方債 3百万円

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増（＋153百万円）、繰入金の増（＋90百万円）、地方債の増（＋3百万円）により、246百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（＋1百万円）、物件費の増（＋198百万円）、維持補修費の増（＋8百万円）、扶助費の増（＋18百万円）、建設事業費の増（＋21百万円）、その他の増（＋1百万円）等により、246百万円の増